



決 定 書

広島県広島市

異議申出人 前 島 修

上記異議申出人（以下「申出人」という。）が、令和5年5月8日に提出した同年4月23日執行の周南市長選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 異議申出の趣旨

申出人は、当委員会に対し本件選挙は無効とするとの決定を求めるものである。

2 異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、要約すると次のとおりである。

(1) 株式会社山口銀行による選挙妨害

日本銀行の代理店である株式会社山口銀行徳山支店は、本件選挙において立候補する際の供託金の払い込み受入業務を行っている。

申出人が株式会社山口銀行広島支店において立候補時に必要な供託金及び選挙資金の融資を依頼したところ、一旦は返済計画表を作成しておきながら、融資担当者の上役の指示により融資を取り止めている。

これは申出人が立候補にあたり主張している施策を進めると、株式会社山口銀行が経営破綻することから、組織ぐるみで申出人の供託金準備を妨害したものと思われ、公職選挙法違反あるいは銀行法違反である。

(2) 日本放送協会山口放送局が現職市長の立候補表明に関する映像をネット配信し続けたこと

令和5年2月4日に行われた現職市長である藤井律子氏の記者会見において本件選挙への立候補を表明したことについて、日本放送協会山口放送局がこの記者会見の映像を同日から自身の運営する Web ページ上でネット配信し続けたことは、事前

運動にあたる。

申出人が公職選挙法違反の状態が続いていることを日本放送協会山口放送局に対して電話で指摘し続けたにも関わらず継続したことは公職選挙法第151条の5に違反している。

- (3) 株式会社新周南新聞社が現職市長の拡大世話人会に関する記事をネット上で配信し続けたこと

令和5年2月12日に開催された現職市長の拡大世話人会に関する記事を同14日から自社の運営するWebページで配信し続けたことは、事前運動にあたる。

また、同社は申出人の記者会見に出席しながら、申出人の立候補予定を報道せず、申出人の紹介記事も掲載しなかったことは、公正を害しており公職選挙法違反第148条第1項および第235条の2第1項違反にあたる。

さらに、3月29日からは周南市長選挙が無風状態であり現職を脅かすような盛り上がりが見られず、ほぼ現職の再選で決まりであるかのような記事を掲載しており、これは虚偽事項の公表であり公職選挙法第235条第2項違反である。

- (4) 周南市長が山口放送株式会社の社外取締役役に就任していること

周南市が株式会社山口放送の主要な株主であり、現職の周南市長が1期目の在職期間中に山口放送株式会社の社外取締役役に就任していることは、地方公務員法違反（兼業禁止及び営利企業への従事等の制限）にあたる。

- (5) 投票時間終了直後に現職が当選確実であると報道したこと

本件選挙が執行された令和5年4月23日の投票時間終了直後に現職の当選が確実であると報道したことは報道機関等による不正選挙の証拠である。

- (6) 本件選挙と同日に執行された他の選挙の当選者と落選者の得票比率と比べて周南市長選挙の当選者が多く得票していること

本件選挙と同日に周南市議会議員補欠選挙及び衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙も執行されたが、本件選挙以外の他の選挙における当選者と落選者の得票比率を勘案すると、本件選挙の当選者は21,662票程度を得票するはずが、それよりも9,249票も多く得票しているのは不正選挙の証拠である。

- (7) 報道機関が申出人のインタビュー等を編集して一部しか報道しないこと

令和5年2月27日及び3月15日の記者会見において、申出人は報道機関に対して明るい選挙の実施をお願いしていたにも関わらず、後に行われた共同インタビューを編集して有権者に対して報道したことや、選挙公報等で申出人が掲げていた政策等の内容について一部を報道していないことは故意の印象操作であり、申出人が幾度も指摘したにも関わらず是正しなかったことは不正選挙にあたる。

- (8) 周南市農業委員会の農業委員が地域の主宰者として当選人の選挙運動用自動車に

同乗し、ビラ配りを行っていたこと

周南市長が任命し、報酬を支給している周南市の農業委員が地域の主宰者及び後援会長として当選人の選挙運動用自動車に乗車して道案内役を務め、有権者にビラ配りをしたことは、周南市長がその地位を利用し、農業委員をして一緒に有権者にビラを配った行為であり公職選挙法第136条の2違反である。

決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、申出人から令和5年5月8日に提出された本件異議申出書の要件を確認したところ、異議申出に係る処分には不正確な箇所があり、また異議申出の趣旨に不明確な箇所があったことから、同月19日付けで補正を命じた。これに対し、申出人から同月22日に補正書が提出され、異議申出の要件を確認したところ、適法なものと認められたため、当委員会はこれを受理し、6月7日の口頭意見陳述を経て、慎重に審理を行った。

2 選挙無効の判断基準

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法第205条第1項の規定により「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」とされ、「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」(昭和27年12月4日最高裁判決)とされている。

本件異議申出に係る申出人の主張について、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて検討する。

3 当委員会の判断

(1) 異議申出理由(1)(株式会社山口銀行による選挙妨害)について

申出人が供託金準備にあたり株式会社山口銀行に融資を相談し、一旦は返済計画書を作成しておきながら上役の判断で融資を取り止めたことは、供託金準備を妨害したことにあたり、公職選挙法違反あるいは銀行法違反と主張しているが、融資の可否の決定は金融機関の経営判断に委ねられるものである。

また、供託金準備のための融資に応じないことが組織ぐるみの妨害であるとの主張について、そのように主張する証拠は提示されておらず、公職選挙法のいずれに違反するのかも明示されておらず、申出人が憶測に基づいて主張していることに過ぎないことから、選挙の効力を無効と判断する際の基準となる「2 選挙無効の判断基準」に該当しないと判断する。

- (2) 異議申出理由(2) (日本放送協会が現職市長の立候補表明に関する映像をネット配信し続けたこと)

日本放送協会が現職市長の本件選挙への立候補を記者会見で表明したことを Web ページ上で映像配信したことは公職選挙法第 151 条の 5 に違反すると主張しているが、受信者の要求に応じて情報がその都度送信されるもの、例えばインターネットのホームページやインターネットでの動画配信サービスなどは「放送」には該当しないと解される。

また、公職選挙法第 148 条第 1 項において新聞紙や雑誌（これらに類する通信類も含む）が選挙に関し報道、評論することは表現の自由を濫用して選挙の公正を害しない限り自由であって、選挙運動の制限に関する規定や事前運動の禁止に関する規定も除外されると解されていることから、選挙の効力を無効と判断する際の基準となる「2 選挙無効の判断基準」に該当しないと判断する。

- (3) 異議申出理由(3) (株式会社新周南新聞社が現職市長の拡大世話人会に関する記事をネット上で配信し続けたこと)

株式会社新周南新聞社が現職市長の拡大世話人会が開催されたことに関する記事をネット上で配信し続けたことや、申出人の記者会見に出席しておきながら立候補予定を報道しなかったことは公職選挙法第 148 条第 1 項に違反していると主張しているが、新聞紙や雑誌（これらに類する通信類も含む）が選挙に関し報道、評論することは表現の自由を濫用して選挙の公正を害しない限り自由であって、選挙運動の制限に関する規定や事前運動の禁止に関する規定も除外されると解されているため、選挙の効力を無効と判断する際の基準となる「2 選挙無効の判断基準」に該当しないと判断する。

- (4) 異議申出理由(4) (周南市長が山口放送株式会社の社外取締役役に就任していること)

周南市が株式会社山口放送の主要な株主であり、周南市長がその任期中に同社の社外取締役として就任していることは地方公務員法第 30 条（サービスの根本基準）及び同法第 38 条（営利企業への従事等の制限）に違反しているとの主張であるが、選挙管理委員会は特定の行為や状態が地方公務員法に違反するかどうかを判断し、また、違反したことをもって何らかの処分を決定する機関にはあらず、申出人の主張に関わる地方公務員法の規定違反は選挙の規定違反ではないことから、選挙の効力を無効と判断する際の基準となる「2 選挙無効の判断基準」に該当しないと判断する。

- (5) 異議申出理由(5) (投票時間終了直後に現職が当選確実であると報道したこと)

本件選挙が執行された令和 5 年 4 月 23 日の投票時間終了直後に現職の当選が確実であると報道したことは報道機関等による不正選挙の証拠であるとの申出人の主張であるが、報道機関が独自の出口調査をもって統計的手法を用いて各候補者の得票見込数を推計して、当選の可能性が極めて高いと判断し、その見込を投票時間の終了後に報道することは一般的に行われていることであり、このことをもって不正

選挙が行われているとの申出人の主張には理由がなく、選挙の効力を無効と判断する際の基準となる「2 選挙無効の判断基準」に該当しないと判断する。

- (6) 異議申出理由(6) (本件選挙と同日に執行された他の選挙の当選者と落選者の得票比率と比べて周南市長選挙の当選者が多く得票していること)

本件選挙と同日に執行した周南市議会議員補欠選挙及び衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙における当選人と落選した候補者の得票比率を勘案すると、本件選挙の当選人の得票数が他の選挙の得票比率と比べても際立って多いため、不正選挙が行われている証拠であるとの申出人の主張であるが、選挙とは公職選挙法に規定する特定の公職を公選するためのものであり、立候補している者の中から有権者が公職に就く者としてふさわしいと判断する候補者に投票するもので、それぞれの候補者の掲げる政策や人柄、実績等を総合的に判断して個々の選挙人の自由な意思に基づいて行われるものである。

このことから、本件選挙においても得票数や候補者毎の得票数の比率が他の選挙と等比するとは限らないことは当然であり申出人の主張には全く根拠がない。

よって、選挙の効力を無効と判断する際の基準となる「2 選挙無効の判断基準」に該当しないと判断する。

- (7) 異議申出理由(7) (報道機関が申出人のインタビュー等を編集して一部しか報道しないこと)

申出人の共同インタビューの内容を編集して一部を有権者に対して報道したことや、選挙公報等で申出人が掲げていた政策等の内容について一部を報道していないことは故意の印象操作であり、申出人が幾度も指摘したにも関わらず是正しなかったことは不正選挙にあたりと主張しているが、報道機関が紙面や放送枠において割り当てることが可能な量や時間、視聴する側の関心の度合いや視聴する側の時間的な負担を考慮し、内容を取捨選択して報道することは、公職選挙法第148条第1項および第151条の3の規定からも、報道及び評論等の自由の範疇と考えられる。

また、候補者の政策や主張を全て報道する義務を負うものではないことから、申出人のインタビューや訴えている政策等を全て報道しなかったことをもって、表現の自由を濫用しての選挙の公正を害したとまでは言い難い。

よって、選挙の効力を無効と判断する際の基準となる「2 選挙無効の判断基準」に該当しないと判断する。

- (8) 異議申出理由(8) (周南市農業委員会の農業委員が地域の主宰者として当選人の選挙運動用自動車に同乗し、ビラ配りを行っていたこと)

周南市長が任命し、報酬を支給している周南市農業委員会の農業委員が地域の主宰者及び後援会長として当選人の選挙運動用自動車に乗車して道案内役を務め、有権者にビラ配りをしたことや、周南市長がその地位を利用し、農業委員をして一緒に有権者にビラを配った行為は公職選挙法第136条の2に違反するとの主張であるが、農業委員会の委員は特別職の地方公務員でありその地位を利用して選挙運動

を行わない限りにおいては、選挙運動を行うことは認められている。

申出人は特定の農業委員が本件選挙における当選者の選挙陣営で地域の主宰者にあたる者であると主張しているが、選挙の効力を無効と判断する際の基準となる「2 選挙無効の判断基準」に該当しないと判断する。

また、申出人は、上記(1)から(8)に掲げる以外にも主張しているが、いずれも「2 選挙無効の判断基準」に該当するものはない。

よって、申出人の主張には選挙無効に該当する事実は認められないので、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年6月21日

周南市選挙管理委員会 委員長 松 永 勝 芳

教 示

この決定に不服のある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で山口県選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。